

第2章

自然人（権利の主体①）

テーマ	重要度
第1 権利能力	A
第2 意思能力	B
第3 行為能力	A
第4 失踪宣告	B

A

第1 権利能力

1 意義

権利能力とは、私法上の権利義務の帰属主体となりうる地位または資格のことをいう。権利能力は、すべての自然人と法人に認められる。それ以外（例えば、犬・猫）は、権利の客体となることはあっても、権利の主体となることはない。



民法では、人間のことを「自然人」と呼びます。

2 権利能力の始期

(1) 原則

人の権利能力は、出生時に発生する（3条1項）。



「出生」とは

胎児が母体から全部露出することをいいます（全部露出説）。

なお、刑法の世界では「出生」とは胎児が母体から一部露出した時とされています（一部露出説）。

(2) 胎児の取扱い

ア 原則

胎児は、いまだ出生しておらず人ではないため、原則として権利能力を有しない。

イ 例外（胎児が既に生まれたものとみなされる場合）

不法行為に基づく損害賠償請求（721条）、相続（886条）、遺贈（965条）の場合は、例外的に、胎児に権利能力が認められる。

判例は、胎児の間には権利能力はなく、無事に生まれると相続の開始時や不法行為時にさかのぼって権利能力を取得すると解している（停止条件説/大判昭7.10.6）。

[「既に生まれたものとみなす」の意義に関する学説]

停止条件説 (判例)	胎児の間は権利能力はないが、無事に生まれると相続の開始や不法行為の時にさかのぼって権利能力を取得する。出生までは権利能力がないため、胎児に代理人は付けられない。
解除条件説 (多数説)	胎児の間でも生まれたものとみなされる範囲内ではいわば制限的な権利能力があり、死産の場合にはさかのぼって権利能力がなかったことになる。出生までの間も権利能力があるため、胎児にも法定代理人をつけられる。ただし、それは「不法行為に基づく損害賠償請求」「相続」「遺贈」の場合に限られる。



「みなす」・「推定する」とは

「みなす」とは本来異なるものを法令上同一のものと認定し、反証を許さないことをいいます。

これに対し、「推定する」とは、反証を許すものをいいます。



停止条件説（判例）について

胎児は、損害賠償請求権について、すでに生まれたものとみなされます（721条）。これは、胎児が後に生きて生まれたときに、あたかも胎児であった時代に権利能力を持っていたかのような取扱いをしようとするものであり、胎児中に権利能力を取得するのではありません。

例えば、胎児の損害賠償請求権につき、胎児の出生前に、その親族が胎児の法定代理人として加害者と行った和解は、胎児に対して効力を生じません（大判昭7.10.6）。

3 権利能力の終期

自然人の権利能力は、死亡によって消滅する。

第2 意思能力

B

1 意義

意思能力とは、自己の行為の結果を弁識することができるだけの精神能力をいう。

2 効果

意思能力を有しない者が行った法律上の行為は、無効となる（3条の2）。

人が契約を締結した場合にその契約に拘束されるのは、その人がみずからの意思に基づいて契約を締結したからである。みずからの意思に基づいて契約を締結したといえるためには、人に意思能力が備わっている必要がある。したがって、意思能力を有しない者がした契約の効力は、無効となる。



意思能力について

意思能力は、権利能力とは異なり、問題となっている行為ごとに判断されます。おおむね7～10歳の子供の精神能力をいいます。

大人でも、泥酔者等は意思能力を有しないと判断されることがあります。



無効について

この無効は相対的無効であると解されており、相手方から無効主張することはできません。